

脚立作業を見直しましょう！

－脚立作業による墜落災害事例とリスク低減対策－

新宿労働基準監督署

当署管内において、脚立からの墜落災害が令和2年は19件も発生しており、被災の程度では約6割が休業1ヶ月以上と重篤であり、中には1.8mの脚立上から墜落し、右肘関節内骨折により休業6か月という事例も発生しています。このような状況にあるため、事業場において高所作業を行う場合は、裏面のリスク低減対策を参考に、労働者が安心して作業ができるよう必要な安全対策を実施してください。

なお、脚立災害は、2月に多発している傾向にあります。

発生日	業種	被災者	発生状況
2月	建設業	年齢：60歳代 性別：男性 経験：40年	建設現場内において、高さ約1.2mの脚立に乗り、天井部分のクロス貼りをしようとした際、足を踏み外して墜落し、足首を捻挫した。(休業3ヶ月)
2月	建設業	年齢：30歳代 性別：男性 経験：1年	建設現場内において、玄関の廊下と段差のある玄関土間に設置した脚立に乗り、クロス張替え作業中、高さ約0.9mの脚立の天板上から墜落し、腕等を骨折した。(休業1ヶ月)
2月	商業	年齢：50歳代 性別：女性 経験：1ヶ月	店舗内において、高さ約0.9mの脚立に乗り、棚上から商品を下ろす際、足を踏み外して墜落し、上腕部を骨折した。(休業1ヶ月)
2月	建設業	年齢：50歳代 性別：男性 経験：20年	建設現場内において、高さ約0.9mの脚立に乗り、作業していたところ、脚立の足が床の穴に落ちたため、バランスを崩して墜落し、手首を骨折した。(休業2ヶ月)
2月	商業	年齢：40歳代 性別：男性 経験：1年	事務所内において、ロールスクリーンを下ろすため、高さ0.7mの脚立上に乗って作業中、手を伸ばしたところ、脚立が傾きバランスを崩して墜落し、肘を骨折した。(休業1ヶ月)
3月	商業	年齢：40歳代 性別：男性 経験：15年	店舗内において、天井にワイヤーを取り付ける作業中、高さ1.3mの脚立の天板上に乗った際、脚立の開き止めを掛けていなかったため、脚立が倒れるとともに墜落し、足を骨折した。(休業7日)
3月	不動産管理業	年齢：60歳代 性別：男性 経験：3年	マンションエントランス前の植込み付近で、水道メータを確認しようとして脚立に登っていた際、高さ約0.6mのところを滑らせて墜落し、背中を打撲した。(休業14日)
5月	建設業	年齢：40歳代 性別：男性 経験：20年	建設現場内において、玄関天井部の作業を行うため、高さ約1.2mの脚立に乗り手を伸ばし向きを変えようとしたところ、片足が滑り、バランスを崩して墜落し、手首を骨折した。(休業3ヶ月)
6月	建設業	年齢：40歳代 性別：男性 経験：20年	建設現場内において、玄関の下地を作る作業中、高さ約1.4mの脚立の天板上に乗り、手を伸ばして向きを変えようとしたとき、足が滑り前のめりに墜落し、手首を骨折した。(休業3ヶ月)
5月	建設業	年齢：50歳代 性別：男性 経験：5年	建設現場内において、高さ約1.2mの脚立に乗り、天井部にある防火設備を探していたところ、バランスを崩して墜落し、腰部を骨折した。(休業1ヶ月)
6月	農業	年齢：30歳代 性別：男性 経験：5年	学校の敷地内において、生垣の刈込作業を脚立上で行っていたところ、高さ約2.0mのところから墜落し、手首を捻挫した。(休業10日)
8月	機械修理業	年齢：40歳代 性別：男性 経験：6ヶ月	顧客先の部屋内において、脚立上でエアコンの修理作業を行って降りる際、高さ約0.6mのところから足を踏み外して墜落し、肋骨を骨折した。(休業1ヶ月)
10月	ビルメンテナンス業	年齢：70歳代 性別：男性 経験：2年	団地内において、鳩の巣の確認を依頼され、脚立を使用して高所部の確認中、脚立の固定が不十分であったため倒れかけ、高さ約1.5mから墜落し、踵を骨折した。(休業21日)

発生月	業種	被災者	発生状況
11月	ビルメンテナンス業	年齢：70歳代 性別：男性 経験：9年	トイレ内において、蛍光灯を交換するため、高さ約0.9mの脚立上で作業していたところ、バランスを崩して墜落し、肘等を骨折した。（休業2ヶ月）
12月	建設業	年齢：60歳代 性別：女性 経験：50年	建設現場内において、高さ約1.8mの脚立上で戸棚の解体作業中、誤って墜落し、肘を骨折した。（休業6ヶ月）

脚立作業におけるリスク低減対策例

脚立作業におけるリスク低減対策は、優先順位1より順次検討し、実施してください。

【優先順位1】

まず、脚立作業等による高所作業を行わない方法（以下作業例を参照）を検討する。

- ① 棚上やロッカー上など、脚立等を使用しなければ作業できない高所に物品を置かない
- ② 立木の剪定作業は、地上から高枝剪定ばさみなどを使用して行う
- ③ トラックの荷台から材料を降ろす際は、フォークリフトを使用して行う
- ④ 天井の電球交換作業は、床上から電球交換アームを使用して行う
- ⑤ クリスマスツリーの飾り付け作業は、木を床上に寝かせ取り付けしてから立てる
- ⑥ 高所の窓拭き作業は、床上からロングモップを使用して行う
- ⑦ 危険を伴う作業は専門業者に依頼する

【優先順位2】

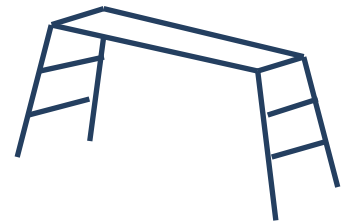
優先順位1により検討したが、高所作業を行わないと作業ができない場合は、当該作業に適した、より安定性の良い設備（以下設備例参照）を使用する。

- ① 鋼管足場（わく組足場、単管本足場）
- ② 移動式足場（ローリングタワーなど）
- ③ 高所作業車
- ④ 高所作業台
- ⑤ 移動式足場台（立馬など 右図参照）
- ⑥ ステップ付き踏み台（2段～3段 右図参照）
- ⑦ 踏み台（低所作業用）
- ⑧ 脚立（狭隘な場所など上記設備の使用が困難な場合に限る）

ステップ付き
踏み台



移動式足場台



※ 労働安全衛生規則第518条により、高さが2m以上の箇所で作業を行なう場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが定められているため、作業床のない脚立は使用できないことに留意してください。

【優先順位3】

設備を使用して高所作業を行う場合は、墜落する可能性があるため、管理的な対策を実施する。

- ① 高所作業標準の作成
作業標準には、作業責任者の指名及び職務、作業方法の決定と周知、適正な設備の選定、作業開始前点検（不良品を取り除く）の実施、作業場所内への立入禁止（設備に接触されることによる墜落、設備倒壊時における二次災害防止）、履物の指定（靴底が滑りにくいもの）、保護帽・墜落制止用器具の使用、作業中の注意事項（不良設備の使用禁止、工具等を手に持った状態での昇降禁止等）を明記する。
- ② 安全衛生教育の実施
高所作業標準により、関係労働者への教育を実施し、安全作業を徹底する。

【優先順位4】

高所作業において、万が一墜落災害が発生した場合に身体への衝撃軽減を図るため、保護具等を使用する。

- ① 保護帽（○墜落時保護用 ×飛来・落下用、耐用年数3年～5年（材質により違う））
- ② 墜落制止用器具（ハーネス型で損傷等がないもの）
- ③ 墜落時衝撃緩衝用マット（墜落する範囲をカバーできるもの）